

埼玉みさと総合リハビリテーション病院

感染管理に関する基本的な考え方

院内感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基盤となるものです。当院は、院内感染防止対策を病院全体として取り組み、院内におけるすべての患者さまを対象として、感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うよう、次のような事項を定めて取り組んでいます。

1. 感染管理対策の組織

院内感染対策委員会を、毎月1回定期的に開催して、感染管理の重要事項を審議決定します。また、必要時には臨時に開催します。

感染防止対策部門を設置し、毎週1回のカンファレンス、感染制御チーム（ICT）による院内ラウンドで必要な指導を行い、感染対策状況の評価、感染対策に努めています。感染防止対策部門は、感染対策に関する情報交換や適切な取り組みについて、連携する医療機関（聖路加国際病院/国立がんセンター中央病院）への相談を行っています。

2. 職員の研修

感染防止対策の為に、全職員に対して感染対策に関する研修を年2回以上行っています。

3. 微生物の検出状況、抗菌薬適正使用状況の評価

微生物検査結果から微生物の検出状況を1回/週にて把握し、必要に応じた感染対策に努めています。また、薬剤に対して耐性を持つ菌が体内で増殖しないようにするため、必要以上に抗菌薬を使用しないよう、専任医師、専任薬剤師、専任看護師、専任臨床検査技師（ICT）による適切な監視を行っています。

4. 院内感染発生時の対応

院内感染の発生、またはそれが疑われる場合は感染の拡大防止に向け速やかに対応します。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に従い行政機関に報告しています。さらに、連携する地域の医療機関や所轄の保健所とともに適切な対応を行います。

5. 感染管理の推進

感染防止対策の推進のため、ガイドライン等を参考に当院の実情にあった感染防止対策マニュアルを整備し職員への周知徹底を図っています。また、マニュアルは最新の知見を考慮して随時見直しを行っています。

6. 患者さまへのお願い

院内感染発生にならないよう、マスクの着用、アルコールの手指消毒等の協力をお願いしております。

7. 感染対策の地域連携

外部の医療機関と連携し、感染対策活動に関する評価を受けています。

当院は感染対策向上加算3を算定し、年4回加算1施設（聖路加国際病院/国立がんセンター中央病院）が開催するカンファレンスへ参加し、そのうち1回は、新興感染症の発生を想定した訓練を行っています。また、近隣の介護施設等から求めがあった際、施設に赴き感染対策に伴う助言、院内研修の共同開催を実施しています。